

教育・保育施設等を利用する保護者の皆様へ

仙台市長 郡 和子

家庭での教育・保育のお願いの期間について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、令和2年4月30日付で保護者の皆様には5月31日まで家庭での教育・保育のお願いをしておりましたが、5月14日付で宮城県への緊急事態宣言が解除されたところです。

しかしながら、保育施設等における児童や保護者の皆様、関係職員への感染防止の徹底を図るため、ご家庭での教育・保育が可能な場合に登園を控えていただく期間は、予定通りの5月31日までといたします。

【保護者の皆様へのお願い】

- ・家庭での教育・保育が可能な方は、できる限り利用を控えてください。
- ・仕事等の調整が可能な方は、遅めの登園や早めのお迎えなど、利用時間の短縮をお願いします。

【期間】

- ・令和2年5月31日（日）まで

【保育料について】

- ・無償化の対象とはならない0歳児から2歳児については、次の計算式に基づき保育料を日割り計算し、登園を控えていただいた分の保育料を減額します。減額の対象となる期間は、令和2年4月1日（水）から令和2年5月31日（日）までです。
- ・一度月額保育料を全額お支払いいただき、後日、登園しなかった日数に応じた減額分を還付いたします。還付の時期は7月以降となる予定ですが、手続き等は別途ご案内いたします。

<減額後の保育料の計算式>

$$\text{月額保育料} \times (\text{その月の開所日数} - \text{その月の欠席日数} (\text{※})) \div 25$$

※1か月ごとに、上記期間の範囲内で、登園しない日を全て減額対象とします。（開所日のうち普段登園をしていない曜日や、期間中の体調不良等による欠席も、上記欠席日数に含めます）

<2・3号認定児童の保育施設等の利用に関する取扱いについて（4月16日付の通知のとおり）>

- ①2か月を超えて長期欠席する場合は、6月30日までは退所を求めません。
- ②4月16日まで入所した方の育児休業からの復職時期は7月1日までとします。
- ③7月1日までに就労できず、引き続き求職活動による保育の必要性が認められる時には、再度求職活動中として利用を認める場合があります。この場合は、各区保育給付課保育係、宮城総合支所保健福祉課保育給付係へご相談ください。

※上記取扱いの場合でも、保育料の減額の対象期間は5月31日までとなります。

※本市ホームページ上に、保育施設等における新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせをまとめて掲載しております。こちらのQRコードからアクセスできます。



<お問い合わせ>

仙台市子供未来局認定給付課認定調整係
電話 022-214-8655